

事務連絡
令和6年10月22日

公益社団法人 日本看護協会
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

訪問看護ステーションにおけるオンライン請求・オンライン資格確認（居宅同意取得型）の導入および経過措置について（協力依頼）

日頃より、貴会におかれては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

訪問看護ステーションにおいては、オンライン請求及びオンライン資格確認が、令和6年6月1日（請求は7月請求分）から運用開始となり、令和6年12月2日（請求は12月請求分）から義務化されます。また、オンライン請求及びオンライン資格確認の義務化に当たっては、やむを得ない事情がある訪問看護ステーションについて、期限付きの経過措置を設けているところです。令和6年12月2日時点で、やむを得ない事情により導入が間に合わない訪問看護ステーションについては、令和6年10月31日までに、原則として「医療機関等向け総合ポータルサイト」の届出フォームより猶予届出書を届け出る必要があります。

つきましては、当該内容について、簡易にまとめたリーフレットを作成いたしました。リーフレットをご活用いただき貴会会員の皆様へご案内いただきたく、ご協力のほどお願い申し上げます。

以上